

# 「青森市中世の里元気チャレンジ活動支援事業」 令和2年度の進め方について

## 1 スケジュール

### 4月1日～5月11日：申請受付

- ・周知方法は、各地域団体への個別通知、浪岡商工会でのチラシ（別紙1）配布、町内会への回覧、市ホームページへの掲載、制度説明会の開催
- ※ 申請受付終了後、各委員へ、新規申請事業の事業計画書等（写）、事業評価シート、様式「新規申請事業に対する質問事項」を郵送します。
- ※ 事業計画書等（写）を御熟読の上、5月下旬に実施する協議会でのプレゼンテーションに御参加ください。
- ※ 継続事業については、既に協議会からの評価をいただいていることから、プレゼンテーション及び協議会による評価を実施いたしません。

### 5月中旬まで：新規申請事業に対する質問事項の受付

- ・浪岡事務所総務課へ様式「新規申請事業に対する質問事項（別紙2）」を提出
- ※ 新規申請事業の事業計画書等の内容について質問等があれば、様式「新規申請事業に対する質問事項」に記入の上、郵送又はFAXで、浪岡事務所総務課へ提出してください。
- ※ 各委員から提出された質問等については、申請者から回答をいただき、5月下旬の協議会で、各委員へ回答を配付します。

### 5月下旬：協議会でのプレゼンテーション

- ・新規事業を申請した地域団体・中小企業者等からの説明（5分）・質疑応答（10分）
- ※ 事前に郵送した事業計画書等（写）と事業評価シートを持参してください。
- ※ プレゼンテーション終了後、事業評価シートに採点やコメントを記入していただき、その場で事業評価シートを提出していただきます。
- ※ 全ての委員に事業評価シートを提出していただきます。
- ※ 協議会を欠席される委員は、協議会開催3日前までに、郵送又はFAXで、事業評価シートを浪岡事務所総務課へ提出してください。

### プレゼンテーション終了後：採択事業の決定

- ・市が令和2年度採択事業を決定
- ※ 市の職員で構成する「青森市中世の里元気チャレンジ活動事業審査会」が、審査基準に基づき審査を行います。
- ※ 市が、協議会の評価集計結果を参考としながら、令和2年度の採択事業を決定します。

### 6月下旬：協議会へ評価集計結果・採択事業の報告

- ※ 協議会による評価集計結果と市の審査結果が一致しない場合には、採択事業を決定する前に、協議会にその旨を報告し、御意見を伺います。

## 2 協議会による新規申請事業の評価

委員の皆様の新規申請事業に対する評価を確認するため、次に掲げる「評価基準」及び「評価方法」に基づき、「事業評価シート（別紙3）」に記入していただきます。

### 《評価基準》

#### (1) 公共プログラム

評価項目	評価内容
① 有効性	浪岡地域の課題解決や活性化につながるものであるか。
② 自発性	地域の方々の熱意と主体性のもとに行われているか。
③ 公益性	地域住民の誰もが自由に関与・参加でき、事業の効果が不特定多数の住民の利益につながるものであるか。
④ 将来性	実践を通して、今後のまちづくりの担い手を育成でき、事業の効果が一過性に終わらないものであるか。
⑤ 継続性	参加料や協賛金などの特定財源の確保に努めるなど、事業の自主・自立化に向けた取組により、事業の継続性が期待できるものであるか。

#### (2) ビジネスプログラム

評価項目	評価内容
① 挑戦への熱意	新ビジネスに挑戦しようとする動機や目的が明確かどうか。また、意欲が感じられるかどうか。
② 実現性	事業計画が全体として具体性があり、かつ矛盾が無く、実現性の高いものとなっているか。
③ 事業環境	市場のニーズや規模、将来性など、事業環境が示されており、実態と照らしてどうか。
④ 事業実施体制	人材、販路、技術など、事業を実施する体制が構築できているかどうか。また、事業継続の見込みがあるかどうか。
⑤ 地域経済への波及効果	雇用の創出や設備投資、地域資源の活用など、地域経済への波及効果が大きいかどうか。

### 《評価方法》

評価項目ごとに次の5段階の採点を行い、その合計を採点合計点数とし、25点満点とする。

- 5点 優れている
- 4点 やや優れている
- 3点 ふつう
- 2点 やや劣る
- 1点 劣る

### 3 評価結果の集計

- 事業評価シートを提出した委員全員を集計対象とします。
- 申請事業ごとに、各評価項目の平均点を算出し、評価結果の集計とします。

### 4 市の審査

- 青森市中世の里元気チャレンジ活動事業審査会において、審査員4名が審査基準に基づき採点を行います。
- 協議会が行う事業評価と同様の基準・採点方法で審査を行います。
- 各審査員の採点合計点数の合計点数が60点以上の申請案件について、協議会の評価を参考としながら、予算の範囲内において選定します。
- 上記の場合で、申請団体の補助金交付申請額の合計が予算額を超える場合は、按分により、予算の範囲内で補助金の交付額を決定します。